

# 給与・諸手当



給与とは、官公庁または会社などに勤務する者に支給する給料・諸手当その他の総称である。そして公務員においては、その官職の職務と責任に応じ、法律により定められる給与準則に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給されない。  
また給料とは、条例等に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬である。

手当とは、労働・勤務などの報酬として与える金銭。また、基本的な給料などの他に支給する金銭のことを指す。  
手当には、【Ⅰ. 本人の届出により支給されるもの】 【Ⅱ. 月例報告により支給されるもの】 【Ⅲ. 自動的に支給されるもの】があり、Ⅰについては、本人の責任において届けなくてはならない。また、支給の停止についても同様に本人の責任である。

## 根拠となる法令等

### **義務教育費国庫負担法第二条**

国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（中略）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

二 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費。

### **市町村立学校職員給与負担法第一条**

市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教育特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費並びに定時制通信教育手当並びに講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、都道府県の負担とする。

### **地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条（県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件）**

県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第6項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

### **地方公務員法第24条第6項（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）**

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定める。

### **公立学校職員の給与に関する条例第一条（目的）**

この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条及び市町村立学校職員給与負担法第3条の規定に基づき、公立学校（大学及び幼稚園を除く。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

# 給与支給調書の項目

# 給与支給調書の説明

## ポイント

「給料」とは…  
 正規の勤務時間に対する報酬  
 「給与」とは…  
 給料及び諸手当の総称

### 職員番号

高知県の職員になった時に個人につけられる6桁の番号で、あなたの身分保障№になります。  
 在職中はもちろん退職後もこの№です。(再任用の場合は変更有)  
 給与関係 (例: 諸手当、年末調整 等)  
 福利関係 (例: 給付請求時、共済組合員証 等)

## 給与の支給日

支給日	給与				期末・勤勉手当					
	1月～12月 16日				6月30日			12月10日		
支給日が土・日の場合	15日	16日	17日	18日	28日	29日	30日	8日	9日	10日
	土	日	月	火	金	土	日	金	土	日
	金	土	日	月	木	金	土	木	金	土
	土	日	祝	火	※◎が支給日になります					

①給料・手当★

## 本人宛通知書

※現給保障の表記

所属	335×××× ☆☆☆小学校	職員番号	1 2 3 4 5 6 四万十太郎
給料	① *H-02-099	氏名	現金
給料調整額	② 特別支援学級担任	現金	
教職調整額	③	一般互助会費	} ㊦
××手当	④～⑱	学校生協	
		弘済会 他	
支給計	①の合計	◎差引● (法定外控除)	
短期掛金	} ㊦～㊧	互助会費等控除計	◎の合計
介護掛金			
長期厚生掛金 他			
控除計	②の合計	控除後支給額	} ㊨ 手取額◎ ①-②-③
差引支給額	①-②	口座A	
		口座B	
		口座C	
		現金	

②差引◆  
(法定控除)

③差引●  
(法定外控除)

手取額◎  
①-②-③

◎差引●  
(法定外控除)

現給保障とは・・・  
 H18. 4. 1給料表の切替により、新たに受けることとなる給料月額がそれ以前(H18. 3. 31)に受けていた給料月額に達しないこととなる教職員に、H18. 3. 31に受けていた給料月額を保障するという経過措置のことで、差額がなくなれば\*印は消えます。

職員番号	氏名
給料(表・級・号給) ①	給料調整額 ②
教職調整額 ③	小計
管理職手当 ④	初任給調整手当
扶養手当 ⑤	地域手当
住居手当 ⑥	特殊勤務手当 ⑦
特定・へき地 ⑧	準特定・準へき地 ⑨
時間外勤務手当	10.0割 12.5割
} ⑩	13.5割 15.0割
	16.0割 17.5割
	2.5割 5.0割
	時間外勤務代休時間
休日勤務	} ⑪
夜間勤務	
宿日直手当	
宿日直15割	} ⑫
宿日直5割	
管特手当	
管特手当15割	} ⑬
管特手当平日深夜	
通勤手当 ⑭	单身赴任手当 ⑮
普指・産教	定通・交替
教員特別・被服	⑯
期末・勤勉手当	⑰
児童手当	⑱
連絡指導手当	その他
小計	支給計
減額	
短期掛金・健康保険	} ㊦
介護掛金	
長期厚年掛金・厚生年金	
長期退職掛金	} ㊧
雇用保険	
課税対象額	} ㊨
所得税	
住民税	㊩
貸付弁済金	㊪
財形貯蓄	㊫
物資代・差押	
他控除	
控除計	
差引支給額	} ㊬
口座A	
口座B	
口座C	
現金	
その他	㊭

## I・本人の届出により支給される手当

事実発生より15日以内（停止の場合にも届出が必要）

通勤手当	システムで入力	校長決裁	四万十町学校事務支援室にて認定距離測定
住居手当	システムで入力	校長決裁	単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための借家・借間に係る住居手当は県教委が認定
扶養手当	システムで入力	県教委決裁	添付書類を地教委経由で提出
単身赴任手当	システムで入力	県教委決裁	添付書類を地教委経由で提出
児童手当	システムで入力	県教委決裁	添付書類を地教委経由で提出
へき地手当等に準ずる手当	紙様式で提出	県教委決裁	届・添付書類を地教委経由で提出

詳しい説明は、四万十町学校事務の手引き 3人事・1給与諸手当・①諸手当認定マニュアルを参照

## II・月例報告による手当

給与Webへの入力期間に注意しましょう

認定までの流れ（留意点）				
⑦教員特殊業務手当 ⑩時間外勤務手当	担当者	担当	校長	会計課
事実の発生 ・実績を担当者が届出 ・時間外勤務手当は校長の命令	◎			
担当者確認 ・担当の確認		○		
確認 ・校長の確認			○	
月例報告書作成・報告 確認 ・担当、校長確認		○	○	○
月例報告書保管		○		
給与支給調書確認 ・毎月確認のこと		○		
支給	○			

認定までの流れ（留意点）				
⑦多学年学級担当手当 ⑧教育業務連絡指導手当	担当者	担当	校長	会計課
担当者確認 ・出勤簿で日数確認		◎		
作成 ・担当が実績簿を作成		○		
確認 ・担当者、校長の確認	○		○	
月例報告書作成・報告 確認 ・担当、校長確認		○	○	○
月例報告書保管		○		
給与支給調書確認 ・毎月確認のこと		○		
支給	○			

〔\*期限付講師等の月例報告は、月例報告入力票に必要事項を記入し、担当者、校長確認後、小中学校課へ提出期限までにFAXすること。（FAXの際の、⑩の濃度に注意。添付書類が必要な場合も有）〕

## III・自動的につく手当

毎月	②給料調整額 ③教職調整額 ④管理職手当 ⑧へき地手当 ⑮義務教育等教員特別手当（教員特別・被服）
6月30日 12月10日	⑯期末・勤勉手当

# 諸 手 当

## ② 給料調整額

支給対象者・・・特別支援学級担任教員

支給月額・・・調整額 = 調整基本額 × 調整数 (1)

※参照・・・職員の給与等の支給に関する規則第9条関係

別表第4 (調整額の適用区分表)

別表第5 (調整基本額表)

### ポイント

特別支援学級担任が、産休・育休・病休などにより代わったときは、「特別支援学級担任教員変更届」を提出します。



## ③ 教職調整額

支給対象者・・・1級及び2級、特2級の教育職員（校長、副校長及び教頭を除く）

支給月額・・・調整額 = 給料月額 × 4/100

### 教職調整額とは...

教員の勤務の特殊性に着目し、S47.1.1より支給されるようになる。これにより、支給対象職員は時間外勤務手当の対象外になったが、無制限に超過勤務を命ぜられることのないよう一定の制限が設けられている。

※職務の級が3級の者には、これにかわるものとして、給料月額に7,500円が加算される。

## ④ 管理職手当

### 校長(4級)

・52,100円

### 教頭(3級)

・43,700円

※その者の属する職務の級における最高号給の給料月額の25/100が支給限度額

## ⑤ 扶養手当

支給対象者

- ・配偶者（内縁関係を含む）
- ・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫、弟妹
- ・満60歳以上の実父母、養父母、祖父母
- ・重度心身障害者

※詳細は、給与の基地HP等を参照のこと。

扶養親族	支給額
配偶者	6,500円
父母等	6,500円
子	10,000円

終身労務に服することができない者で、職員が現実に扶養していれば、民法上の親族でなくても可。

※16歳に達する年度の当初から、22歳になった年度末まで5,000円加算（扶養親族たる子のみ）

### ポイント

所得制限、年齢制限、年金額改定に注意しましょう



## ⑥ 住居手当

支給対象者・・・借家もしくは借間に居住し、月額12,000円を超える家賃もしくは間代を支払っている職員（公務員宿舎等は手当対象外）

☆借家、借間居住者

### ポイント

借家等の名義、家賃額の変更に注意しましょう。

家賃額(敷金・礼金・共益費・駐車場代除く)	支給額
23,000円 以下	家賃額－12,000
23,000円 を超え 55,000円 未満	(家賃額－23,000) × 1/2 + 11,000
55,000円 以上	27,000円 ※最高額

☆配偶者等が居住するための借家、借間 月額 上記の額の1/2  
 ※単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家等の家賃を払っている場合

○住居届提出時には、「住居届チェックシート」により、本人・事務担当者が内容確認を行います。

## ⑦ 教員特殊業務手当

支給対象者・・・小・中学校等教育職給料表1級、2級又は特2級（指導教諭、主幹教諭）の適用を受ける職員（校長、副校長及び教頭は除く）

業務の種類		従事時間	支給額
非常災害時	ア 児童生徒の保護、緊急の防災、復旧業務 激甚災害の場合（100分の100を加算）	従事する曜日 により制限あり	1日 8,000円
	イ 児童生徒の負傷、疾病に伴う救急業務		1日 16,000円
	ウ 緊急の補導業務		1日 7,500円
	修学旅行・林間・臨海学校児童生徒引率（泊を伴う場合）		1日 7,500円
対外運動競技 児童生徒引率	宿泊を伴うもの	8時間程度	1日 5,100円
	週休日又は休日等に行うもの		1日 5,100円
部活動指導業務	部活動2（週休日及び休日等に行われるもの）	2時間以上3時間未満	1日 1,800円
	部活動3（週休日及び休日等に行われるもの）	3時間以上4時間未満	1日 2,700円
	部活動4（週休日及び休日等に行われるもの）	4時間以上	1日 3,600円

### ポイント

自校の施設を利用しての林間学校等は原則該当しません。  
 8時間程度 … 7時間30分以上従事していれば該当します。

## ⑦ 多学年学級担当手当

支給対象者・・・多学年学級を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭または講師で、その学級の担当授業時間数が、その者の全担当授業時間数の1/2以上でありその担当授業時間数が、1週間に12時間以上の職員。  
 （支給されない職員・・・特別支援学級の担任、管理職手当を受けている職員）

支給額（1日あたり）

3学年以上の担任	350円
2学年以上の担任	290円

### ポイント

授業または指導に従事した日に支給されます。  
 ・課業中 → 出勤、15日以下の出張（研修、職免含まない）  
 （臨時休業や学級閉鎖でも勤務していればよい）  
 週休日を振替えて出張した場合も支給される。  
 ・休業中 → 児童生徒の登校日・臨海学校・校外補導等  
 （日直、職員会、出張等は支給されません）  
 ＊学校が計画し、かつ実施したものに限り、担任している多学年  
 共通の行事で授業又は指導に従事した場合のみ支給される。

## ⑧ へき地手当

支給対象者・・・へき地学校等 又は へき地学校に準ずる学校等に勤務する職員

支給月額 = (給料月額 + 扶養手当月額 + 教職調整額 + 給料調整額) × 支給率

	へき地学校に 準ずる学校	1級	2級	3級	4級	5級
支給率	1%	3%	5%	7%	14%	18%
小中学校等	田野々小、大正中 大正学校給食センター	米奥小 北ノ川小 昭和小 十川小 北ノ川中 十川中 十和学校給食センター	興津小	該当なし		

## ⑨ へき地手当に準ずる手当

支給対象者・・・へき地学校、へき地学校に準ずる学校、特別の地域に所在する学校等に異動し、異動の日から1年以内に異動後の学校が存する地域の中学校区の範囲に移転した職員。但し、中学校区内に適切な住居がなく、中学校区外の最寄の住宅に居住する場合で、市町村教育委員会が認める場合は支給可能。

※新規採用者(期限付職員を含む)は異動には該当しないので手当対象外

※借家ではない、いわゆる自宅の場合は該当しない。

支給期間・・・移転の日から3年以内(3年をこえて引き続き勤務する場合は、6年)の期間

支給月額 = (給料月額+扶養手当月額+教職調整額+給料調整額) × 支給率

支給率

支給期間	支給率
5年に達するまで	4%
5年に達したのち	2%

### ポイント

『へき地等学校等に勤務する職員の住居届』の提出が必要  
 ※へき地学校等以外の学校に異動した場合又は自己都合で住居を再移転した場合は、当該異動又は移転の日の前日をもって支給停止になります。(支給停止の場合も本人の届け出が必要)  
 ※異動に伴い、へき地等学校等以外の学校へ異動した場合は「支給要件の喪失」の届を提出する。

## ⑩ 時間外勤務手当

支給対象者・・・正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた事務職員、学校栄養職員

支給月額 = 単価(円未満四捨五入) × 時間数

単価 =  $\frac{\text{給料月額} \times 12(\text{月})}{38.45(\text{時間}) \times 52(\text{週}) - 7.45(\text{時間}) \times \text{祝日休日}(\text{土日除})} \times \text{支給割合}$

※週38.45時間を越えて勤務することを命じられた場合は、その超えた時間に対し25/100の時間外勤務手当が支払われます。

☆1カ月60時間を超える時間外勤務に対して・・・

- ①「特に長い時間外勤務を強力に抑制することを目的」に支給割合引き上げ
- ②「特に長い時間外勤務を行った労働者に休息の機会を与えるため」時間外勤務代休時間を指定することが出来る。

時間外勤務手当支給割合

※深夜：22:00～5:00

	平日	平日深夜	土曜	土曜深夜	日曜	日曜深夜
60時間後	150/100	175/100	150/100	175/100		
引き上げ分	25/100	25/100	15/100	15/100	—	—

○この引き上げ部分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することが出来る。

- ・1カ月60時間超の時間外勤務を行った月の翌月又は翌々月に指定。
- ・1日もしくは、始業時刻又は終業時刻に引き続く4時間を単位として、指定。(年休を加えて、1日又は4時間とする可)
- ・本人が希望しない場合は、時間外勤務代休時間を指定しなくても良いが、職員の健康及び福祉の確保に配慮し、なるべく指定するよう努める。

### ⑬ 通勤手当



支給対象者・・・片道 2 km以上の交通機関利用者及び自家用車等の使用者  
(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 2 km以上の者)

片道の使用距離

km以上km未満	支給額
2 ～ 5	3,300 円
5 ～ 6	4,300 円
6 ～ 10	5,600 円
10 ～ 15	8,000 円
15 ～ 20	10,700 円
20 ～ 25	13,500 円
25 ～ 30	16,300 円
30 ～ 35	19,200 円
35 ～ 40	22,000 円
40 ～ 45	24,800 円
45 ～ 50	27,200 円
50 ～ 55	29,600 円
55 ～ 60	32,000 円
60 ～ 65	34,400 円
65 ～	36,800 円

#### ※通勤の実態を届け出ること！

- 通勤距離の正確性を向上させるため、交通用具利用者は届出時に「交通用具利用者の通勤距離測定表」(実測の場合)若しくは「通勤経路図」(電子地図で測定の場合)を添付します。
- 通勤届出時には、「通勤届記入事項チェックシート」により、本人・事務担当者が内容確認を行います。

※電子地図...自宅から公署間の経路の長さが記入されたもの

#### ポイント

※高速自動車国道等の利用が認められる場合

- ①高速自動車国道を利用しない場合の通勤距離が40km以上又は通勤時間が80分以上で、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること
- ②次に掲げる区間を利用する場合は、30分以上の短縮効果があったものとみなすこと
  - ア 20km以上の区間  
(高速自動車国道の区間には、無料区間が含まれる)
  - イ 南国IC～伊野IC間
  - ウ 高知IC～土佐IC間

※高速自動車国道無料区間も一般に利用しうる最短経路に含まれる

### ⑭ 単身赴任手当

支給対象者・・・異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし距離制限を満たす(※)職員及び、人事委員会規則で定める職員(権衡職員)

※距離制限を満たすとは・・・☆ 異動・移転直前に配偶者と同居していた住居から異動・移転直後に通勤する公署への通勤距離が60km以上であること。

☆ 通勤距離が50km以上60km未満で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等からこれに相当する程度に通勤が困難であると認められること。

支給月額・・・30,000円(距離に応じて加算額あり)

### ⑮ 義務教育等教員特別手当 (教員特別・被服)

支給対象者・・・小・中学校(特別支援学校小・中学部)に勤務する教育職員

※月額は8,000円を超えない範囲内で職務の級及びその者の受ける号給に応じて定める

#### ポイント

義務教育諸学校の教育職員の給与水準を一般の公務員と比較して優遇することが「人材確保法」の第3条で定められているが、そのための措置を全て給料表の改善で行うことは、他の職員の給与に強い影響を及ぼすことから、特別の手当の創設により措置することとなり、昭和50年の制定によって支給されるようになった。

また、教育職員は児童生徒に対する直接の教育をつかさどるほか、各種の教育に関する業務を全員が相互に分担しているという特殊性があることも配慮されている。

## ⑯ 期末・勤勉手当



支給割合 令和2年度～

(支給日)	6月	12月	計	備 考
	6月30日	12月10日		
期末手当	1.275	1.275	2.55	期末手当＝基礎額×支給割合×期間率 ※基礎額に扶養手当を含む
勤勉手当 (良好の場合)	0.825	0.825	1.65	
計	2.10	2.10	4.20	勤勉手当＝基礎額×成績率×期間率 ※基礎額に扶養手当を含まない

※勤勉手当の成績率については、その年の運用により決定されるため、表の率と異なる場合があります。

## ⑰ 児童手当

- 支給対象者・・・①支給要件児童を監護し、かつ、生計を同じくする父母等  
 ②国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、かつ、生計を同じくする者で、父母等が指定する者  
 ③上記①②のいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、生計を維持する者

※支給要件児童とは・・・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

支給月額・・・受給資格者の前年の所得（1～5月分の児童手当は前々年の所得）が

2, 6, 10月に 4ヶ月分ずつ支給	所得制限限度額未満である場合	3歳未満	15,000円	
		3歳以上小学校修了前	10,000円	(第1, 2子)
			15,000円	(第3子以降)
		中学生	10,000円	
	所得制限限度額以上である場合		5,000円	

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	備 考
0 人	622万円	扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算する
1 人	660万円	
2 人	698万円	
3 人	736万円	
4 人	774万円	
5 人	812万円	

(注) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

## ⑱ 教育業務連絡指導手当 (連絡指導手当) **ポイント**

普通学級1とその学年だけで構成される特別支援学級2の場合も可

手当を受けている教員が、産休・育休・病休などにより代わったときは、「教務主任等任命報告書」を提出します。

支給対象者・・・ 下表の主任等欄に掲げる職務を担当する教諭（主幹教諭、指導教諭は除く）

対象主任等 学校	主 任 等			支給額 (1日につき)
	3学級以上の学年に 置かれる者に限る	3学級以上の学校に 置かれる者に限る	6学級以上の学校に 置かれる者に限る	
小学校	学年主任	生徒指導主事 教務主任	研究主任・教務主任 人権教育主任	200円
中学校	学年主任		研究主任 人権教育主任	

(手当の支給については、標準法の学級数が対象となります。)